

## 令和元年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人尚徳福祉会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和元年10月30日・31日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

(総評)

- ・ 前回指摘事項に対する改善が不十分であるので、必ず改善すること。
- ・ 内部牽制に配慮した管理運営体制を整備し、経営組織のガバナンスの強化を図りたい。
- ・ 福祉関係養成校等の実習生の受入れやボランティアの受入れなど地域社会に開かれた事業運営に努めている。また、高野台保育園では、石神井地区の4保育園共同で、子育て情報冊子の発行や子育てに関する講演会を開催する「子育ての輪」の活動を通じて、地域交流を積極的に行っている。

	文書指摘事項	是正・改善状況報告
1	<p>理事会において、評議員会の日時、場所、評議員会の目的である事項等が決議されていないものがあった。</p> <p>については、評議員会の日時、場所、評議員会の目的である事項等を理事会で決議の上、評議員会の日1週間前までに各評議員に対して、招集の通知をすること。</p> <p>なお、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができることとされており、この場合には招集の通知を省略できるが、評議員会の日時等に関する理事会の決議は省略できないので留意すること。</p> <p>おって、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。 (法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び第182条、規則第2条の12)</p>	<p>法人監査以後、評議員会の日時、場所、評議員会の目的である事項等を理事会で決議した上で、評議員会の日1週間前までに各評議員に対して、招集の通知をしている。なお、1週間前までに招集の通知ができない場合、評議員の全員の同意を得た上で、招集の手続を省略して評議員会を開催する。</p>
2	<p>理事長及び専務理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないにもかかわらず、前回の報告から3箇月を超えているものがあった。また、議案として上程し、理事長が理事長及び専務理事の職務の執行の状況を一括して報告し、理事会</p>	<p>理事長及び専務理事は、3箇月に1回以上、それぞれが自己の職務の執行の状況を理事会に報告し、報告事項として議事録にその旨を記載するようにする。なお、令和2年4月1日付けで定款を変更し、「理事長及び専務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自</p>

	<p>で決議していた。</p> <p>については、定款第 17 条第 3 項の規定に基づき、理事長及び専務理事は、3 箇月に 1 回以上、それぞれが自己の職務の執行の状況を理事会に報告し、報告事項として議事録にその旨記載すること。</p> <p>なお、この報告については、法第 45 条の 14 第 9 項により準用される一般法人法第 98 条に規定する理事会への報告の省略は適用されないので、必ず実際に開催して報告すること。</p> <p>おって、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(法第 45 条の 16 第 3 項、定款第 17 条第 3 項)</p>	<p>己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。」と定めた。今後は定款を遵守する。</p>
3	<p>会計監査人の選任について、評議員会の決議の前に契約を締結していた。</p> <p>については、会計監査人を選任する場合には、定款第 16 条の規定に基づき、評議員会の決議により選任すること。</p> <p>(法第 43 条、定款第 16 条)</p>	<p>次回以降、評議員会の決議により選任する。</p>
4	<p>役員の報酬等について、定款第 22 条により理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で支給することができる」と規定しているにもかかわらず、改正した役員等報酬規程において、前年度における法人全体の事業活動収入計の 1 % を超えない範囲内で決定すると定められており、総額が定められていなかった。</p> <p>については、定款第 22 条の規定に基づき、評議員会の承認を得て、役員の報酬等の総額の範囲を定めること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(法第 45 条の 16 第 4 項により準用される一般法人法第 89 条、法第 45 条の 18 第 3 項により準用される一般法人法第 105 条第 1 項及び第 2 項、定款第 22 条)</p>	<p>第 101 回評議員会において、「常勤及び非常勤の役員の報酬は、各年度の総額が、3 千万円を超えない範囲で決定する。」として承認を得ており、役員等報酬規程で定めた。</p>
5	<p>委任状が提出されている場合の入札については、受任者の記名押印のない入札書(代表者名及び代表者印による入札書)は無効であるにもかかわらず有効としていた。</p> <p>については、入札に当たっては、適切な事務手続により契約を締結すること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p>	<p>法人監査以降に行った工事の入札では、入札書に代理人の記名押印欄を加えた。今後も同様の入札書を使用し、適切な事務手続により、契約を締結する。</p>

6	<p>社会福祉法人会計は、その公益性に鑑み予算準拠主義が求められるところ、決算額が予算額を超過している科目があった。</p> <p>については、予算変更の必要がある場合には、定款第 32 条第 1 項及び経理規程第 21 条の規定に基づき、補正予算を調製し、理事会の承認を受けること。</p> <p>なお、補正予算を調製することを要しない軽微な乖離の範囲については、規程や予算等において定めておくべきものである。</p> <p>(留意事項 2 (2)、定款第 32 条第 1 項、経理規程第 21 条)</p>	<p>決算額が予算額を超過している科目については、今期から補正予算を理事会に上程し、承認後実施する。</p> <p>軽微な乖離の範囲については、経理規程を変更し定める。</p>
7	<p>アイアイ三柳デイサービスセンター拠点区分の事業活動計算書のサービス活動収益に介護保険事業の過年度の収益に係る多額の返還金が計上されていたため、サービス活動収益計がマイナスになっていた。</p> <p>については、臨時的な損益で金額が僅少でないものは、特別増減の部に計上すること。</p> <p>(会計省令第 22 条第 4 項)</p>	<p>平成 31 年度から過年度の臨時的な損益で金額が僅少でないものは特別増減の部に計上する。</p>
8	<p>おぐら整備拠点区分の貸借対照表の短期運営資金借入金について、貸借対照表日の翌日から起算して返済の期限が 1 年を超えて到来する借入金が含まれていた。</p> <p>については、返済の期限が 1 年を超えて到来するものは固定負債に計上すること。</p> <p>また、施設整備補助金が前受金に計上されていた。</p> <p>については、実質的に施設整備事業又は設備整備事業に対する補助金等に相当するものは、国庫補助金等特別積立金に計上すること。</p> <p>(運用上の取扱い 6、10)</p>	<p>平成 31 年度から返済の期限が 1 年を超えて到来する借入金は固定負債に計上する。</p> <p>また、施設整備事業又は設備整備事業に対する補助金等に相当するものは国庫補助金等特別積立金に計上する。</p>
9	<p>境木保育園拠点区分、保土ヶ谷保育園拠点区分など複数の拠点区分において、勘定科目の訂正の仕訳を行った際に、事業活動計算書の勘定科目のみが訂正され、資金収支計算書の勘定科目が訂正されていなかった。</p> <p>については、資金収支計算書と事業活動計算書との勘定科目の整合性を図ること。</p>	<p>平成 31 年度から資金諸口等の勘定科目を使用することにより、資金収支計算書と事業活動計算書との勘定科目の整合性を図る。</p>

(留意事項 勘定科目説明(別添3))	
10	<p>計算書類の附属明細書のうち、基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書の与那原Ⅱ整備拠点区分について、建設仮勘定及び国庫補助金等の額を記載していなかった。</p> <p>については、附属明細書の作成について、様式に従って作成し、計算書類との整合性を図ること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(運用上の取扱い 25 (1)、(2) ア、イ)</p>
	<p>平成 31 年度から基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書について、建設仮勘定及び国庫補助金等の額を記載し、計算書類との整合性を図る。</p>